

「児童・生徒への性暴力等を防止するための対策方針」の取組スケジュール

	対策方針	令和6年度	令和7年度
1	人権を基盤にした教育・研修プログラムの作成および継続的な実施 (新規)	<p>< 11月上旬 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラム作成委員会の設置 〔第1回委員会開催〕 ・提言および方針の理解 ・プログラム内容の検討 <p>< 11月～2月 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 〔第2～4回委員会開催〕 ・プログラム内容の検討 <p>< 3月 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラムに基づいた検証授業の実施 〔第5回委員会開催〕 ・プログラムの完成(初版) ・保護者向け啓発資料の完成 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>プログラムの内容(想定)</p> <p>(1)児童生徒向け教育プログラム</p> <p>(2)教職員向け研修プログラム</p> <p>(3)保護者向け啓発資料</p> <p>(4)相談窓口職員向けプログラム</p> </div>	<p>< 4月 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校(園)長および全教職員を対象とした研修の実施 <p>< 5月 >〔性暴力等防止強化月間〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け啓発資料の配布 <p>< 5月～6月 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒向け教育の実施 <p>< 5月～7月 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教務主任、生活指導主任、初任者向け研修の実施 ・人権担当教員向け研修の実施
2	相談しやすい環境づくり (充実)	<p>< 12月 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者への支援に関する対応フローの作成 	<p>< 4月～7月 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学3、5年生および中学1年生のスクールカウンセラー等による全員面接の継続 <p>< 5月 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区独自第三者相談窓口のチラシの配布 ・相談窓口職員との情報共有 <p>< 6, 11, 2月 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートに、性暴力等に関する項目の追加 ・生活アンケートの実施方法(回答時間、配付時説明、回収方法)の配慮 <p>< 7, 12月 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全児童生徒への都相談シートの配付を継続
3	性暴力が疑われる場合の基本的な対応の徹底 (充実)	<p>< 10月 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・練馬区対応フローの改訂および周知 	<p>< 5月 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・練馬区対応フローの周知
4	性暴力が発生しない施設等管理の徹底 (充実)		<p>< 4月 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン等の教室への持ち込み禁止の周知 ・「性暴力等防止ポスター」の掲示 <p>< 5月 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き教室など死角となりそうな場所を示した校舎図を作成 ・鍵の管理等の徹底 <p>これらの対策について、教職員間で意識の共有を進めるとともに、教育委員会が定期的に点検を行い、校内環境の改善を図る。</p>
5	防止対策の検証 (新規)		<p>< 12月 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(仮)練馬区児童生徒への性暴力等防止対策評価委員会」による実施した取組の検証・評価 <p>< 1月～3月 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価に基づく改善策の検討・作成